

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目当たる日である同年〇月〇日までとなる。請求期間の満了日（60日目）が土曜日、日曜日、その他祝祭日等の閉庁日に当たるときは、期間は閉庁日の翌日をもって満了となると解するのが相当であることから、本件請求期間の満了日は、同月〇日となる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を審査官に提出したのは、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理

由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成〇年〇月〇日当審査会受付の「先週、御連絡を」から始まる文書において、「提出させて頂いた書類は会社とも相談のうえで又、会社内で起こった出来事（就業中）でもあったことでもあり提出させて頂きましたが何故か？書類は受理されずに今日に、至ってしまいました。あるところに相談を持ちかけたところまずは、あなたが掛けておられる保険が、事故扱いにされるか？一度、申請して見なさいとの解答を頂きその結果を待っていたことにより労災書類の提出期間が〇日程過ぎるに至った次第であります。」と述べている。しかしながら、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとは言い難く、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

- 4 以上のおりであるから、本件再審査請求は不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のおり裁決する。